

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

神戸港ウォーターフロントエリア指定管理者
神戸港“U”パークマネジメント共同事業体
代表 渡辺 真二 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職氏名

生年月日

年

月

日生(

歳)

- 1 私(当社)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約

いたします・いたしません

①暴力団②暴力団員③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋⑥社会運動標ぼうゴロ⑦政治活動標ぼうゴロ
⑧特殊知能暴力集団⑨暴力・威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人⑩その他前各号に準ずる者

- 2 私(当社)は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交際関係にある者
(以下「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明確約

いたします・いたしません

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③ 自己/自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど反社会的勢力等を利用している関係
④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

- 3 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明、確約

いたします・いたしません

- ① 暴力的要求行為(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第7項
若しくは、準暴力的要求行為(同法第2条 第8項)
② 法的な責任を越えた不当な要求行為
③ 契約に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ その他前各号に準ずる行為
風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

- 4 私(当社)は、協力会社又は再委託先業者(協力会社又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)
との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約

いたします・いたしません

- ① 協力会社又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
② 協力会社又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、
又は契約解除のための措置を執ること。

- 5 私(当社)は、協力会社又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、
これを拒否し、又は協力会社又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、
貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約

いたします・いたしません

- 6 私(当社)は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が
虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの契約が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、
また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切の責任とすることを表明、確約

いたします・いたしません

- 7 反社会的勢力を排除する為、緑地行為許可申請書類及び、提出を求められた資料が関係機関に提出されることに同意します。

年

月

日

署名

※ 契約に保証人がある場合は、契約者と保証人と格別で作成してください。

※ 契約の主体によって、「私」、「当社」を使い分けて下さい。

※ 1から6までの各項目末尾の(いたします・いたしません)は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んで下さい。

「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」の運用基準について
「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」の運用基準は、下記のとおりとする。

記

- 1 作成提出の時期
緑地行為許可申請書に併せて作成提出するものとする。
- 2 作成提出の対象
緑地行為許可申請のうち、緑地使用内容が、1 及び、3～6 の全てとする。
但し、次の 3 に該当するものは、作成提出を要しないものとする。
- 3 作成提出を要しないもの
 - (1) 占有使用料の全部又は一部が減免されるもの。
 - (2) 新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミによる緑地行為許可申請によるもの。